

江別市療育・相談支援システム構築業務
公募型プロポーザル仕様書

令和7 年 4 月

江 別 市
子ども家庭部
子ども発達支援センター

本仕様書は、江別市療育・相談支援システム構築業務委託契約の公募型プロポーザル実施に当たり必要な事項を定めるものである

1 目的

江別市子ども発達支援センターで実施している児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援及び相談支援業務並びに障害児通所給付費・相談支援給付費の請求事務において、システムを導入することにより、業務の効率化及び職員の負担軽減を図り、療育・相談支援の充実を目的とする。

2 対象業務

本業務は、システムの構築を行い、確実かつ安定した稼働維持に努めるものである。具体的には以下の(1)～(5)を業務範囲とする。

- (1) システム構築に必要なハードウェア・ソフトウェアの調達
- (2) システム(バックアップを含む)構築
- (3) クライアント端末の利用環境の設定
- (4) システム構築からシステム運用開始までに必要な設置作業等の役務
- (5) システム及び機器の保守及び運用サポート

3 基本事項

- (1) 江別市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取扱い等に万全を期して構築する。業務上知り得た秘密は他人に漏洩せず、業務終了後も同様とする。
- (2) 市で保有するデータは市に帰属する。
- (3) システムの運用に必要なサポート体制を整備し、システムトラブル等が生じた場合は、速やかに対応し最善策を協議する。
- (4) 再委託先がある場合は、受注者の責任において管理・監督を行うこと。また、その際は守秘義務を遵守する契約を締結するとともに、市の許可を得ること。
- (5) システムの各機能の運用開始日から起算して1年間以内に契約不適合(プログラムのバグ、設計段階に考慮したものの未実装又は実現できていないもの)が確認された場合、受託者の責任において修復等の作業を無償で、迅速かつ誠実に実施すること。

なお、運用開始後1年を経過した後でも、受託者の故意又は重大な過失に起因するものについては、上記と同様の扱いとする。

4 構築期間

契約締結日の翌日から令和7年9月30日を目途に実施

本稼働:令和7年10月1日

※ただし、本稼働が遅れる場合は協議のうえ、本稼働日を決定するものとする。

5 成果物

本業務における成果物については、以下のとおりとする。

- (1) システム一式
- (2) システムの操作マニュアル一式
- (3) 構築にあたり発生した協議内容等の議事録
- (4) その他、本市の指示するものについて、協議のうえ、必要な範囲で作成すること。

6 履行場所

江別市子ども発達支援センター

7 システムの構成設置

(1) 次のとおり構成し設置する。

設 置 場 所(住所)	機 器 名	台 数
江別市子ども発達支援センター (錦町14番地の87)	サーバー	1
	バックアップ機器	1
	無停電電源装置	1
	サーバーキャビネット	1
	OAタップ・LANケーブル	必要量

(2) ソフトウェア

NDソフトウェア株式会社「ほのぼの more」

- ・障がい福祉利用者管理システム 5年使用権パック
- ・障がい福祉支援記録システム 5年使用権パック
- ・障がい福祉個別支援計画システム 5年使用権パック
- ・障がい児通所支援システム 5年使用権パック
- ・障がい福祉計画相談支援(計画書)システム 5年使用権パック
- ・障がい福祉計画相談支援(請求)システム 5年使用権パック
- ・ほのぼのクライアント使用権パック(23本分)

5年間の法改正対応などによるバージョンアップ等の経費を含むものとする。

(3) システム構成

システムライセンスは子ども発達支援センター(児童発達支援事業所あゆみ・こだま※)の計2か所に設置しているクライアントPC23台が5年間利用可能なものとし、サーバー、無停電電源装置を子ども発達支援センター(児童発達支援事業所あゆみ)に設置し、バックアップや機能の冗長化を行い、業務が停止することのないようシステム構築する。

※

児童発達支援事業所あゆみ:江別市錦町14番地の87 総合社会福祉センター内

児童発達支援事業所こだま:江別市向ヶ丘54番地 江別市立中央小学校内

(4) インストール・初期設定

- ① 子ども発達支援センターに設置しているPC23台にソフトウェアをインストールし、初期設定を行うこと。
- ② 国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムから抽出したCSVデータ(利用児童情報(利用者番号・氏名・フリガナ・性別・生年月日・郵便番号・住所電話番号)を障がい福祉利用者システムにコンバートすること。

(5) 各種書類の作成

受注者は、システムとして配置する機器について、機種名、型番、ネットワークアドレス、導入OS等を記載したシステム機器管理台帳を作成のうえ提供すること。

8 調達機器の仕様

受注者が調達する機器は、次を参照し、原則として記載スペック以上のものとし機種名を記載すること。

調達の都合上、スペックを下回る場合は、システム運用上の問題点を確認した上で変更理由等を提案書に記載すること。

なお、サーバー(ディスプレイ等付属品を含む)、バックアップ機器、無停電電源装置及び電源関係備品に関してはサーバーラック内に全て収納できることを前提とし、難しい場合は設置方法等について記載すること。

(1) サーバー

- ・OS : Windows Server2022
- ・CPU : Xeon E3-1270v6 相当以上
- ・メモリ : 12GB 以上
- ・ストレージ : 300GB 以上
- ・ディスプレイ: WXGA 以上

(2) バックアップ機器

- ・RAID1 以上で構成されシステムのバックアップが可能なこと。

(3) 無停電電源装置及び電源関係備品(OAタップ等)

- ・停電時等サーバー及びバックアップ機器等のデータの安全性を確保できる容量とし、電源関係に関しても冗長化等に対応したコンセント数を考慮し余裕を持たせること。

(4) サーバーキャビネット及び電源関係

- ・幅80cm×奥行80cm×高さ80cm 以内のサイズとし、納品物を全て収納可能かつディスプレイやキーボード等を上部に設置することが可能なこと。
- ・設置場所は、子ども発達支援センター執務室内を予定しており、省スペース設計な構築としたうえ、効率的な提案をすること。

(5) その他の機器

- ・上記の機器の設置運用に必要な付属品等についても含めて提案すること。
- なお、LAN ケーブルは CAT6以上のものを使用すること。

9 セキュリティ対策

サーバーは Windows Server2022 以降の OS にて運用し、最新のセキュリティ対策を確保し、ウイルス対策ソフトをインストールするなど、ネットワーク上のセキュリティについても対策すること。

10 保守・サポート体制

(1) 保守体制

システムの標準的な利用日時は以下を予定しており、下記日時を基に保守体制について提案すること。

なお、下記日時については保守を受付対応する日時とし、システム全体や拠点全体に影響のおよぶ機器(サーバーやネットワーク)については、必要な保守体制を検討し提案すること。

- ・システム利用日: 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く日
- ・システム運用時間: 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

(2) 障害対応

システム障害が発生した場合、速やかに障害となっている箇所の切り分けを行うとともに、必要

に応じて担当員を現地へ派遣し、復旧まで迅速かつワンストップで対応すること。

また、端末が日常的に遅延状態になるなどのトラブルに対してもシステム障害と同様の対応を行うこと。

なお、リモートアクセス等を提案する場合、そのセキュリティ等を併せて記載すること。

(3) ソフトウェア・ハードウェア保守

保守対象は、受注者が調達するソフトウェア及びハードウェアとし、受注者が用意したサーバの故障等に伴うOS、ソフトウェアの再インストール、接続機器を含めたプラットフォーム環境構築、ネットワークの再設定作業等の復旧作業も契約に含むものとする。

(4) 操作支援

システム操作支援のため、サポート窓口を設置し、問合せに迅速に対応できる体制とする。

(5) 操作研修

① システム運用にあたっては、各業務担当者等に操作方法の習得を目的とした研修を実施すること。研修は本市にて集合研修とするが、対象者や回数については提案すること。なお、研修場所については、本市子ども発達支援センター(児童通所支援事業所あゆみ)を想定している。

② 研修時に質疑のあった内容を記録し、本市に提供すること。

(6) 操作マニュアル

① システム運用テスト前までに、パッケージ機能を反映した操作マニュアルを作成のうえ、対象職員に対して操作研修を実施すること。

② 機能の修正等により、システムが更新された場合には、当該部分を更新した操作マニュアルを速やかに提供すること。

11 その他

本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、市と協議のうえ定めるものとする。